

# 厚生労働省予算監視・効率化チーム設置要綱

平成22年2月26日  
厚生労働省  
平成22年7月30日一部改定  
平成22年11月18日一部改定

## 1. 目的

「予算編成等の在り方の改革について」(平成21年10月23日閣議決定)に基づき、国民主権の下で編成された予算について、その執行の適切性や透明性の確保並びに効率性の向上を図るため、副大臣をトップとする「厚生労働省予算監視・効率化チーム」(以下「チーム」という。)を設置する。

## 2. チームの構成

- (1) チームリーダーは西村副大臣、サブリーダーは藤田大臣政務官とする。
- (2) 事務局長は官房長とし、事務局長代理は総括審議官及び政策評価審議官とする。
- (3) 事務局次長は大臣官房会計課長、大臣官房人事課長、大臣官房総務課長、大臣官房地方課長、政策評価官とし、事務局次長代理は大臣官房参事官(会計担当)、大臣官房参事官(人事担当)、大臣官房参事官(総務担当)、大臣官房参事官(地方担当)とする。
- (4) その他チームメンバーは別紙の職にある者とする。

## 3. 外部有識者の参画

チームには外部有識者が参画する。(平成22年3月18日就任)

- ・長崎 武彦 (公認会計士)
- ・井出 健二郎 (和光大学経済経営学部教授、東京医科歯科大学大学院講師)

## 4. チームの業務

チームは、予算執行計画の策定とその進捗管理・自己評価、予算執行に関する情報開示及び予算執行上の重要な決定等についての事前審査等を行う。

## 5. 予算監視・効率化推進グループの設置

- (1) チームの下部組織として、実務作業を担う「予算監視・効率化推進グループ」(以下「グループ」という。)を設置する。
- (2) グループはチームの事務局を兼任する。
- (3) グループメンバーは大臣官房会計課、政策評価官室及びその他関係部局の職員をもって充てる。

## 6. その他

前各号に定めるもののほか、チームの運営に関する事項その他必要な事項については、チームが定める。

## 附 則

この要綱は、平成22年2月26日から施行する。

## 厚生労働省予算監視・効率化チームメンバー

- チームリーダー : 西村副大臣
- サブリーダー : 藤田大臣政務官
- 事務局長 : 官房長
- 事務局長代理 : 総括審議官、政策評価審議官
- 事務局長次長 : 大臣官房会計課長、大臣官房人事課長、大臣官房総務課長、大臣官房地方課長、政策評価官
- 事務局長次長代理 : 大臣官房参事官（会計担当）、大臣官房参事官（人事担当）、大臣官房参事官（総務担当）、大臣官房参事官（地方担当）
- メンバー : 大臣官房国際課長  
大臣官房厚生科学課長  
統計情報部企画課長  
医政局総務課長  
健康局総務課長  
医薬食品局総務課長  
医薬食品局食品全部企画情報課長  
労働基準局総務課長  
職業安定局総務課長  
職業能力開発局総務課長  
雇用均等・児童家庭局総務課長  
社会・援護局総務課長  
社会・援護局援護企画課長  
社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
老健局総務課長  
保険局総務課長  
年金局総務課長  
年金局事業企画課長  
社会保障担当参事官  
労働政策担当参事官  
中央労働委員会事務局総務課長  
その他チームリーダーが指名する者
- 外部有識者 : 長崎 武彦（公認会計士）  
井出 健二郎（和光大学経済経営学部教授、東京医科歯科大学大学院講師）